

**公害診療における
医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療 DX 情報活用加算について**

日頃より公害健康被害補償に伴う請求事務等にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

令和 6 年度 6 月診療報酬改定において新設された標記加算について、公害診療（調剤）報酬請求では、健康保険法第 3 条第 13 項に規定する「電子資格確認」の仕組みの対象外となることを、所管省庁である環境省より確認いたしました。そのため、公害診療（調剤）報酬請求の加算対象とはなりませんので、お知らせいたします。

つきましては、公害診療（調剤）報酬明細書（レセプト）作成の際には、下記加算は含まずにご請求いただきますようお願いいたします。なお、令和 6 年 6 月以降の請求分で下記加算を含む場合は、請求額から差し引かせていただいた金額が決定額となっておりますので、ご了承ください。

今後とも引き続きご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

《公害診療報酬請求の対象とならない加算》

(1) 医科：

- ・医療情報取得加算（初診・再診）
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・在宅医療 DX 情報活用加算

(2) 調剤：

- ・医療情報取得加算（初診・再診）
- ・医療 DX 推進体制整備加算

【問い合わせ先】

中央区保健所健康推進課給付係

電話 03-3546-5400